

令和 7 年第 8 回  
朝霞市農業委員会総会議事録

令和 7 年 7 月 2 5 日

朝霞市農業委員会

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和7年第8回朝霞市農業委員会総会	
開催日時	令和7年7月25日（金） 午後3時00分から午後3時44分まで	
開催場所	朝霞市役所 別館2階 全員協議会室	
出席者及び欠席者の職・氏名	別紙のとおり	
議題	別紙のとおり	
会議資料	令和7年第8回朝霞市農業委員会議事日程	
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後  か月
会議録の確認方法  委員全員による確認		
傍聴者の数	0人	
その他の必要事項		

令和7年第8回朝霞市農業委員会総会

令和7年7月25日（金）

午後3時00分から

午後3時44分まで

朝霞市役所 別館2階 全員協議会室

1 開会

2 議事録署名委員の指名について

10番 千田 理恵子 委員      12番 秋山 磨弥 委員

3 提出議案

議案第27号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

議案第28号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

議案第29号 農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について

議案第30号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について

議案第31号 生産緑地地区の追加指定に係る農地認定について

4 諸報告

(1) 報告第7号 会長専決について

5 協議事項

(1) 次回の農業委員会総会の日程について

6 閉会

出席委員（19人）

会	長	高橋	隆
委	員	橋本	広明
委	員	高木	清
委	員	飯倉	文雄
委	員	富岡	勇一
委	員	須田	哲也
委	員	浅川	明彦
委	員	野島	淳
委	員	渡邊	忠
委	員	千田	理恵子
委	員	秋山	磨弥
委	員	高野	正芳
委	員	蕪木	勝美
委	員	増田	恵子
委	員	徳生	茂剛
委	員	石原	実
委	員	抜井	嘉市
委	員	高野	政江
委	員	高橋	秀明

欠席委員（1人）

委	員	小寺	哲雄
---	---	----	----

事務局

事	務	局	局	長	大瀧	一彦	
事	務	局	局	次	長	佐藤	たかみ
事	務	局	専	門	員	村山	雅一
事	務	局	主	任	根古谷	哲	
事	務	局	主	事	芦田	磨哉	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎開会

○事務局・大瀧事務局長

皆さんこんにちは。定刻になりましたので、これより、令和7年第8回朝霞市農業委員会総会を開催します。

開会にあたり、会長からごあいさつを申し上げます。

会長、お願いいたします。

○高橋会長

皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、第8回農業委員会総会にご出席いただきましてありがとうございます。また、今月のはじめの遊休農地の調査にご協力いただきまして、無事終了することができました。暑い中大変お疲れ様でした。それからこの総会が終了したあとに暑気払いが予定されていますので、多くの皆様のご出席、よろしく申し上げます。

それでは、本日も提出議案が5議案程ございますので、ご審議の程、よろしくお願いたします。

○事務局・大瀧事務局長

会長、ありがとうございました。

それでは、これ以降の議事進行を高橋会長、よろしくお願いたします。

○高橋会長

本日の出席委員は20名中19名でございます。

朝霞市農業委員会会議規則第6条により、定数に達しておりますので、総会は成立していることを報告いたします。

はじめに、事務局から訂正事項がございます。

○根古谷主任

事前にお配りした資料では、議事録署名委員を10番 千田 理恵子委員と11番 小寺 哲雄委員とさせていただいておりましたが、本日、小寺委員がご欠席のため、12番 秋山 磨弥委員に変更させていただければと思います。よろしくお



○高橋会長

議案第27号につきまして、富岡 勇一委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○富岡委員

農地法第3条の規定による許可申請の調査は7月21日に行つて来ました。

土地の所在地、地目、面積、申請者の住所・氏名、申請理由などは、事務局の朗読のとおりです。

申請に際しては、農地法第3条第2項各号に、農地の権利移動の制限が定められており、当該規定の制限に申請地並びに譲受人が該当するか否かについて申し上げます。

はじめに、農地法第3条第2項第1号に規定されております、農地を取得しようとする者又はその世帯員等が、今回の申請地を取得後にすべての農地を効率的に耕作できると認められるかどうかですが、譲受人が現在所有する農地はすべて耕作又は作付に向けて耕されており、問題はないと考えます。

次に、同項第4号に規定されている、譲受人又はその世帯員等が取得後において行う、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事することが認められるかどうかですが、譲受人は年間のほとんどを農業に従事しており、和光市から取り寄せた農業経営状況調査書においても、年間150日以上農業に従事していることが確認できます。

また、参考として、譲受人の世帯は約1.9ヘクタールの農地を耕作しております。

次に、権利を取得した後の耕作等の事業が周辺の農地利用に影響を及ぼすかどうかですが、作付計画書によると、申請地では柿の栽培を行う予定とのことであり、3年目に収穫する計画であることから、周辺農地に及ぼす影響はないものと考えます。

なお、通作距離につきましては、5.3キロメートル程であり問題ありません。

私の意見としましては、柿の収穫を3年目に行うという計画とのことですが、はっきり言って3年では収穫できないと思います。譲受人のほかの農地の枝の太さは現状でこれくらいです。以上、私の意見でした。

申請地の位置ですが、2ページをご覧ください。朝霞第三小学校西の道をはあとびあ方面に向かって160メートル程進んだら左折し、また160メートル程進むと右手に申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第27号につきまして、何かご質問がございますか。

(なし、の声)

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件につきまして、許可とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第27号につきましては、許可とすることに決しました。

次に、議案第28号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○根古谷主任

それでは4ページをご覧ください。



りませんでした。高齡で農地の管理が難しくなっていた譲渡人と合意に至ったことから、今回の許可申請に至ったとのこと。

農地法第5条第2項各号に規定されております制限に該当するか否かですが、転用目的が適当か否かについては、申請書に添付された事業計画書からも適当と判断されます。

目的実現の確実性については、転用に係る費用等は、申請書に添付されております資金調達計画書により確認できます。

計画面積が適当か否かについては、配置図等により、適当な面積が申請されていると考えます。

被害防除が適当か否かにつきましては、隣地との境界を鋼板及びパイプで囲むことから、被害防除は適当であると考えます。

申請地の位置ですが、5ページをご覧ください。朝霞第五中学校の南にあるグループホームの東側の農道に入って2枚目に申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第28号につきまして、何かご質問がございますか。

( なし、の声 )

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第28号につきましては、許可相当と決しました。

次に、議案第29号「農地法第5条の規定による農地等の賃貸借権設定許可申請承認について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。



○高橋会長

議案第29号1番につきまして 高橋 秀明委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○高橋 秀明委員

農地法第5条の規定による許可申請の調査は7月18日に行つて来ました。

土地の所在地、地目、面積、申請者の住所・氏名、転用の目的は、事務局の朗読のとおりです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等であるため、農地区分は第2種農地にあつると判断いたします。

工事計画は、許可日から3か月で行い、権利事由は許可日から10年間の賃貸借権の設定となります。

申請理由でございますが、譲受人は申請地付近でアスファルト舗装材製造工場とアスファルトの破碎工場を稼働していますが、工場内に従業員用駐車スペースはなく、社用車などと同じスペースに駐車しているとのこと。時間帯によっては駐車スペースが満車になることもあり、来客が車を止められないこともあることから駐車場の新設を検討し、市街化区域や第3種農地で探したものの見つからなかったところ、高齢で農地の管理をすることが難しくなつていた譲渡人と合意に至つたことから、今回の許可申請に至つたとのこと。

農地法第5条第2項各号に規定されております制限に該当するか否かですが、第2種農地の許可条件である代替性の検討については、ほかの場所では譲受人の要望を満たす場所がなかったことから、問題はないと考えます。

転用目的が適当か否かについては、申請書に添付された事業計画書からも適当と判断されます。

目的実現の確実性については、転用に係る費用等は、申請書に添付されております資金調達計画書などにより確認できることから、目的の実現は確実なものと考えられます。

計画面積が適当か否かについては、配置図等により、適当な面積が申請されていると考えます。

被害防除が適当か否かにつきましては、周囲に農地はないうえ、駐車場は舗装整備をするとのこと。適当であると考えます。

申請地の位置ですが、8ページをご覧ください。朝霞第九小学校の前を通過して国道254号バイパス方面に向かい、台交差点を直進します。信号を渡りきった左手に申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第29号1番につきまして、何かご質問がございますか。

( なし、の声 )

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第29号1番につきましては、許可相当と決しました。

次に、議案第29号2番につきまして、蕪木 勝美委員に調査結果の説明をお願いいたします。

○蕪木委員

農地法第5条の規定による許可申請の調査は7月20日に行って来ました。

土地の所在地、地目、面積、申請者の住所・氏名、転用の目的は、事務局の朗読のとおりです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等であるため、農地区分は第2種農地にあると判断いたします。

工事計画は、9月1日から1か月で行い、権利事由は令和7年10月1日から4年間の賃貸借権の設定となります。

申請理由でございますが、譲受人は一般土木建築請負工事業や建設残土運搬処理業などの事業を行っている法人であり、事業拡大に伴い、現在使用している申請地の隣地では手狭になり、市街化区域や第3種農地で探したものの見つからず、代理

人に相談したところ、高齢で農地の管理をすることが難しくなっていた譲渡人と合意に至ったことから、今回の許可申請に至ったとのことでした。

農地法第5条第2項各号に規定されております制限に該当するか否かですが、第2種農地の許可条件である代替性の検討については、ほかの場所では譲受人の要望を満たす場所がなかったことから、問題はないと考えます。

転用目的が適当か否かについては、申請書に添付された事業計画書からも適当と判断されます。

目的実現の確実性については、転用に係る費用等は、申請書に添付されております資金調達計画書などにより確認できることから、目的の実現は確実なものと考えられます。

計画面積が適当か否かについては、配置図等により、適当な面積が申請されていると考えます。

被害防除が適当か否かにつきましては、アドフラットパネルにより土砂の流出を防ぐとのことから、適当であると考えます。

当該農地は7月の農地パトロールでたいがい草が背丈以上になっていると判断されて指摘されているところだったので、転用されて農地は減ってしまうのは残念ですが、草が生い茂ってしまうということはなくなるので、良いのか悪いのか判断が分かれるところですが、とりあえず、景観は良くなるのかなと思います。

申請地の位置ですが、10ページをご覧ください。県道にある新盛橋からさいたま市方面に向かい、上内間木交差点を右折します。道なりに520メートル程進むと、右手に申請地があります。

以上です。よろしく審議をお願いします。

○高橋会長

では、議案第29号2番につきまして、何かご質問がございますか。

高野 正芳委員。

○高野 正芳委員

説明の中で残土が崩れないようにパネルで擁壁を作るという話があったんですが、高さとしてはどれくらいなのでしょう。

実は、田島の水道道路の左側にも残土置場があって、また、カインズの入口とい

うか第九小学校の手前にもしばらく残土があったんです。それで歩道に崩れてきそうな、大変危険な箇所があったので、今蕪木委員が説明してくれたんですが、パネルで土留めをするというのはどれくらいの高さでどれくらい頑丈なものか、また、どこまで泥を積んでも許可をするのかということをお伺いします。

○高橋会長

事務局。

○根古谷主任

提出された資料ですと、アドフラットパネルというのが2メートルの高さとなっていて、敷地内の残土の高さについては別の条例、県ですとか市の環境部門で条例があるので、そちらに該当してくるかどうかということになってくるのですが、事務局としては、この高さで流出してしまう事態が避けられると思われるのであれば許可して良いのかなと考えているところです。

○高橋会長

蕪木委員。

○蕪木委員

アドフラットパネルを検索しますと、いわゆる万能鋼板なので、私はそこに残土を置いて崩れるか崩れないかでいうと崩れると思っていたんですが、周辺農地への影響としてはないかなと思って、高野委員から言われた点はわかっていたんですが、この場で言うべきかはわからなかったので言わなかったんですが、残土を置いた時、そのパネルで受けられるか受けられないかといえば受けられないと思います。それは転用された後の話と認識したので言わなかったんですが、基本的には崩れると思います。

○高橋会長

高野 正芳委員。

○高野 正芳委員

残土の業者というのはパネル以上に山盛りにしちゃうんですよ、どこの業者も。積めるだけ積んじゃうという形なんですよね。ですので2メートルで止めてくれれば良いんですが、付近の方の通行の安全を考えると、普段のパトロールも必要なのかなと思います。

○高橋会長  
事務局。

○根古谷主任

図面では残土を置く場所を示されていて、少し壁際、道路際から距離は取るようなのですが、どれくらい積むと危険かどうかというのは県にも確認して判断してもらおうと思います。

○高橋会長  
高木委員。

○高木委員

残土というのは全て土ということなんですか。それとも中にコンクリートの塊やほかの色々な異物が混じっている可能性もあるので、残土を積んだ時点でどれくらいの頻度で巡回などを市の方でやってくれるんですか。

○高橋会長  
事務局。

○根古谷主任

すみません、残土置場の巡回をほかの部署でやっているのかは私もわからないんですが、残土の関係、ほかのものが混ざっているかというところは処理、収集運搬かな、産廃処理業の許可が下りていると思うので、そこは法令に基づいて許可内容どおりの対応をしていると思います。巡回については県の産廃処理部門で行っているか、また、市の環境部門で行っているかということになりますが、少なくとも市に苦情が来ていれば環境部門で定期的なパトロールや通報が入ればその都度対応





( なし の声 )

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件を生産緑地に係る農業の主たる従事者として証明することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、議案第30号につきましては、生産緑地に係る農業の主たる従事者として証明することに決しました。

次に、議案第31号「生産緑地地区の追加指定に係る農地認定について」を議題といたします。

それでは、事務局、議案の朗読をお願いいたします。

○根古谷主任

それでは15ページをご覧ください。

議案第31号 生産緑地地区の追加指定に係る農地認定について

令和7年7月25日提出

別紙のとおり。

埼玉県朝霞市農業委員会会長 高橋 隆

本議案につきましては、1年に1回の生産緑地の追加指定をするもので、内容につきましては16ページをご覧ください。

対象となるのは、一覧表のとおり4筆でございます。

なお、一覧表の内容につきましては、朗読を省略させていただきます。

調査報告は事務局が行います。

以上でございます。

○高橋会長

議案第31号につきましては、農業委員会等に関する法律第31条に規定されております、議事参与の制限に該当いたしますので、■■■■委員の暫時退席を求めます。

(■■ ■■委員 退席)

それでは、事務局から調査報告をお願いします。

○根古谷主任

7月18日に事務局で現地を確認したところ、いずれも農地であることを確認しました。

以上でございます。

○高橋会長

では、議案第31号につきまして、何かご質問がございますか。

高橋 秀明委員。

○高橋 秀明委員

参考までに教えていただきたいんですが、これは今まで宅地だったところを農地に戻してみたいなことだと思うんですけど、庭の一部を農地にしたとか。その明確な線引きってするものなんですか。なんとなくなんですか。杭を打つとか打たないとかするんですか。

○高橋会長

事務局。

○根古谷主任

杭を打つというよりは、元々庭にあった木を販売用だというのは難しく、ただ、庭を整理してもらってしっかりとその辺を区別できるようなレベルにさせていただいて、あとは肥培管理、農地の定義で肥料を加えてちゃんと管理しているというのが条件になりますので。

○高橋 秀明委員

内容じゃなくて、ここから向こうは農地でここからこっちは宅地とかって、土地だとそういうことをやるじゃないですか。そういうところまで見るんですか。

○根古谷主任

今回追加するにあたって分筆登記もしてもらっています。そして範囲を確定させて、その上でみどり公園課に申請していただいていると思います。

○高橋 秀明委員

分筆登記もちゃんとしていると。

○根古谷主任

しているはずです。

○高橋会長

ほかにご質問がございますか。

( なし の声 )

ご質問がないようですのでお諮りいたします。本件を農地認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、本件を農地として認定することに決しました。

それでは、■■■ ■■■委員の入室を許可します。

(■■■ ■■■委員 入室)

次に、諸報告を行います。報告第7号については、会長が専決したものでございます。事前に配付しております。

次に、協議事項に移ります。次回の農業委員会総会の日程については、8月25日(月)午後3時からです。場所は、市民会館会議室201となります。

本日の日程はすべて終了いたしました。

それでは、進行を事務局にお返しします。

○事務局・大瀧事務局長

会長、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、令和7年第8回農業委員会総会を終了いたします。

以上

顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

10番 千田 理恵子 委員

12番 秋山 磨弥 委員

令和7年8月25日

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員